

セルフ・チェック

●職場においてセクハラになると考えられる例には、次のようなものがあります。自分の言動で相手が不快に思っていることがあるかもしれません。意識や行動を振り返り、セクハラに対する認識を深めていきましょう。

- 身体をじろじろ眺める
- 肩や手髪に触ったりもたれかかったりする
- 性的な冗談を言ったり、性的な経験について聞いたりする
- 容姿やプロポーション、年齢や結婚等についてあれこれ言う
- 「子どもはまだか？」などと尋ねる
- 水着姿のカレンダーを机に置く
- 女性だからということでお茶くみを強要する
- カラオケのデュエットやダンスを強要する
- 異性に「男（女）らしくしろ」「女（男）のくせに」などと言う

●これらの他にも相手が不快であると意志表示しているにもかかわらず、その性的な言動が繰り返されれば、セクハラと解されることもあります。お互い、十分に注意したいものです。

セクハラ相談・苦情窓口

●山形県教育委員会では、セクハラ等に関する相談・苦情の受付窓口を設けています。



●被害を受けた本人からの相談はもちろん、他の職員から相談を受けた方や、職場内のセクハラ等の問題に苦慮している方からの相談も受け付けています。

☆県教育庁教職員課相談窓口

0 2 3 - 6 3 0 - 3 0 7 8

☆山形県教育センター相談窓口

0 2 3 - 6 5 4 - 8 1 8 1

0 2 3 - 6 5 4 - 8 3 8 3

※ 学校でのセクハラを根絶しよう！

STOP

セクハラ

あなたの言動

セクハラになっていませんか？



山形県教育委員会

セクハラのない学校に！

- セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」と略記）は、対象となった職員の個人の尊厳を傷つけるばかりでなく、職場にとって、職員の意欲の低下など、職場環境の悪化をもたらし、その回復には多くの努力が必要となります。
- 教職員が児童・生徒を不快にさせる言動を行うこと（スクール・セクハラ）は、児童・生徒の心を傷つけ、学習意欲を低下させるとともに、信頼関係を大きく損ねる事になります。
- セクハラは、教職員への信用失墜につながるなど、社会的にも重大な支障をきたすこととなります。セクハラをなくすために、各人が普段の言動をもう一度見直しましょう。なお、県教育委員会では、セクハラに係る懲戒処分の基準を定めています。

～児童・生徒や保護者には、どのように対処したらよいでしょうか。～

《児童・生徒への指導》

- ◆勇気を出して嫌な事は嫌だと言いましょう。
- ◆もし、セクハラを受けた場合には、友達や先生、お母さん・お父さんなどの家族や身近な人にできるだけ早く相談しましょう。
- ◆自分の言動がセクハラになっていないか注意し、セクハラをしないようにしましょう。
- ◆学校以外にも相談できる窓口があります。

《保護者への対応》

- ◆子どもさんが学校で性的な被害を受けたり、嫌な思いをさせられた時にはできるだけ早い対応が必要です。
- ◆子どもは、自分の受けた性的な被害については親にさえ話したがるものではないです。
- ◆温かい態度で接するよう心がけるとともに、無理強いせず、ゆっくり時間をかけて話を聞くよう心がけましょう。
- ◆セクハラ相談窓口（別記）にご相談下さい。

スクール・セクハラ

- スクール・セクハラ（学校で起こるセクハラ）をなくすための**3つの提案**です。

① グレーゾーンの言動にも注意して下さい。

（例）同僚や児童・生徒に過度なスキンシップを行う／相手によって対応に差をつける／能力や性格についての不適切な発言をする／挨拶をしない、あからさまに無視する／人前で過剰に叱責する、等々

② どうか、傍観者ではなく、「抑止する力」になって下さい。

→黙認や放置をしない周囲の姿勢が「スクール・セクハラ」の起こりにくい環境を作ります。

③ 「スクール・セクハラ」は、どこの学校でも起こりうる問題である点を確認しましょう。



→相手（児童・生徒、職員等）が不快や苦痛を感じるのがすなわち「スクール・セクハラ」にあたることを、全職員で再認識しましょう。

職場におけるセクハラ

- セクハラには次の2つの型があると言われています。

<対価型セクハラ>

上司が権限や地位を利用して酒席等への出席を強要したり、不利益な処遇をちらつかせて性的な関係を要求したりするもの



<環境型セクハラ>

職場内でスキンシップとばかりに異性の職員の肩を触ったり、その職員に関する性的な内容を意図的に流布したりするもの

